

男鹿市地域防災計画修正の概要

令和8年6月

1. 修正の趣旨

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、男鹿市防災会議が作成する計画であり、男鹿市にかかる防災に関し、関係機関が災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するものである。

令和7年度は、令和6年能登半島地震を踏まえて修正された「国の防災基本計画」及び「秋田県地域防災計画（第22次修正）」との整合性を図り、孤立が発生した場合における陸路以外の物資の輸送、衛星通信を活用した情報収集の体制強化、避難所運営では在宅避難者や車中泊する避難者への支援など、半島地域における本市の特性を踏まえた防災・減災対策の強化を一層推進するため修正を行う。

2. 主な修正内容

（1）能登半島地震を踏まえた修正

- ①ボランティア人材の育成等を追加
- ②適温の食事や子ども・若者への配慮等を追加

（2）関係法令（災害対策基本法）の改正を踏まえた修正

- ①備蓄状況の公表等を追加
- ②避難所以外へのDWATの派遣を追加
- ③在宅・車中泊避難者への支援方策の検討を追加

（3）その他近年の災害対応を踏まえた所要の修正等

- ①総則（指定地方行政機関の追加）
- ②一般災害（災害予防計画、災害応急対策計画の修正）
- ③地震災害対策（地震・震度観測の修正）
- ④津波災害対策（津波警報等の伝達図）
- ⑤その他（データの更新、文言の適正化等）